

令和元年度 公文書開示状況（12月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R1.10.5	R1.12.6	以下の公文書のうち、平成31年4月8日から令和元年10月5日までに作成したもの（豊洲市場設備課所管分） ●エレベーター点検報告書 ●作業報告書 ●定期点検報告書 ●不具合・事故状況報告書 ●メンテナンス報告書 ●保守作業報告書(機械室なし) ●ロープ式エレベーター点検報告書 ●機械室なしエレベーター点検報告書 ・事故内容詳細（平成31年4月8日から令和元年10月5日までに作成したエレベーター事故に係るもの）（豊洲市場管理課所管分）	1,426	1				1										豊洲市場設備課
2	R1.10.5	R1.12.6	・豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託 ・「豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託」設置要綱の策定及び学識経験者等の委嘱について ・第1回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会の開催について（通知） ・第1回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会次第 ・第1回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会開催結果報告書 ・豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託の契約方法及び実施要領等の策定について ・豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託に係る説明会の開催について（通知） ・質問・回答内容確認（豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託） ・第2回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会の開催について（通知） ・第2回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会次第 ・豊洲市場のにぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託総合評価に係る提案書（A・B社） ・第2回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会における提案書に対する各委員の採点結果について ・「豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託」技術審査委員会 質疑応答議事録 ・第2回豊洲市場にぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会の審査結果について（通知） ・平成31年度準備契約の契約締結請求について（豊洲市場のにぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託） ・指名競争入札による契約について（豊洲市場のにぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託） ・指名競争入札による契約の締結について（豊洲市場のにぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託） ・豊洲市場のにぎわい創出及び魅力発信事業運営業務委託技術審査委員会の審査結果報告について（総合評価指名競争入札） ・契約締結決定等通知書 ・委託契約書	44	1					1									豊洲市場管理課
3	R1.10.5	R1.12.6	以下工事案件に関する工事設計内訳書 ・築地市場（28）青果部卸売場仲卸売場解体工事 ・築地市場（28）水産物部本館及び卸売市場棟解体工事 ・築地市場（28）水産物部仲卸売場解体工事 ・築地市場（30）水産物部立体駐車場棟ほか解体工事 ・築地市場（30）冷蔵庫棟ほか解体工事	350	1					1	1	1		1				管理総務課	
4	R1.11.27	R1.12.10	以下工事案件に関する工事設計内訳書 ・31葛西市場監視カメラ設置工事 ・31大田市場花き棟ほか消火設備改修工事 ・31板橋市場花き棟南北1階便所改修電気設備工事	757	1														事業部
5	R1.12.24	R1.12.26	事務事業説明資料及び議事概要（平成28年8月実施分）	68	1						1							管理総務課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

(条例第7条第3号) 製造コストに関する見込み額であって当該企業における内部管理情報であるから、公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれるため。